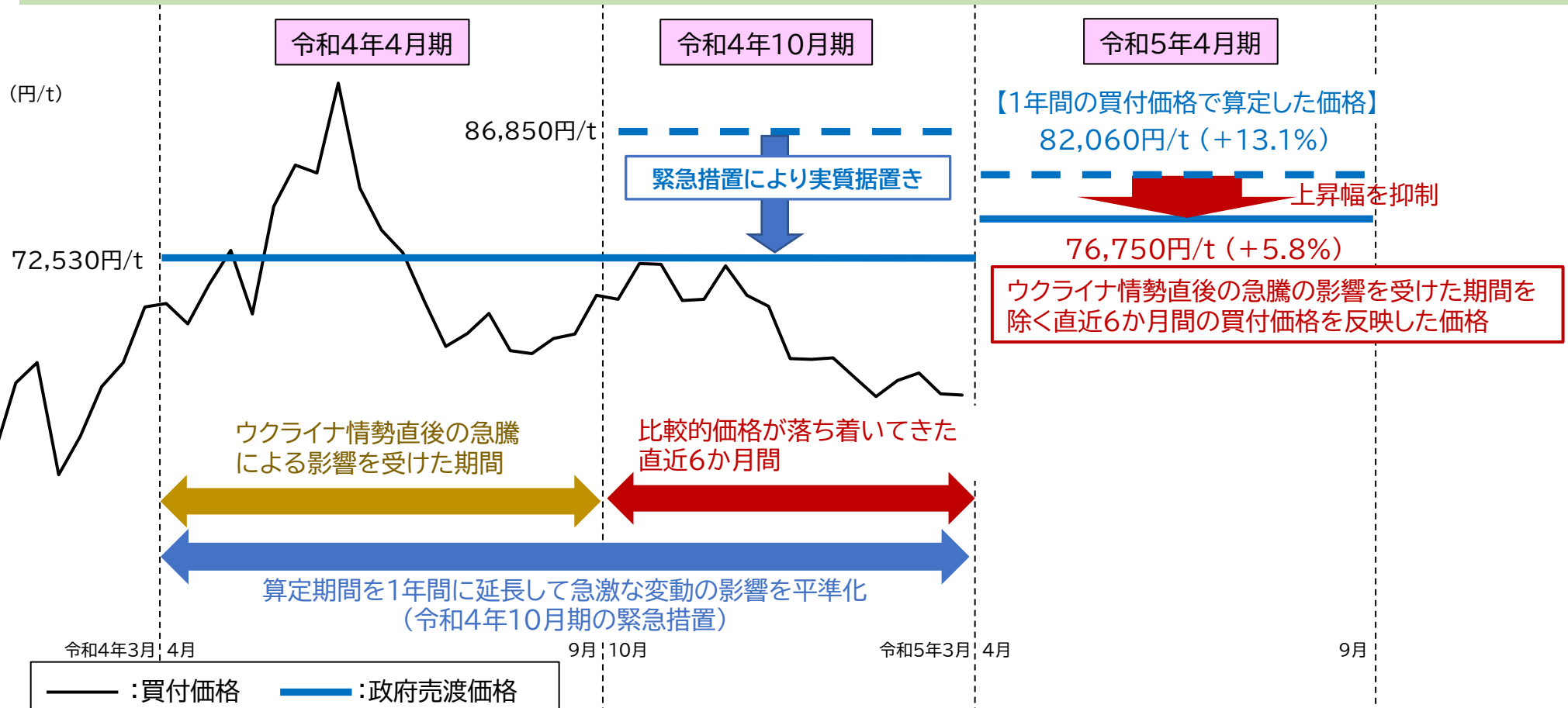


(令和5年4月期)輸入小麦の政府売渡価格について

- 令和5年4月期の売渡価格は、昨年10月期の緊急措置により、1年間の買付価格で算定した結果、急激な上昇と下落を伴う改定を回避し、平準化されたものの、依然として高い上昇率となることから、価格の予見可能性、小麦の国産化の方針、消費者の負担等を総合的に判断し、特例として上昇幅を一部抑制する激変緩和措置を講じる。
- 具体的には、1年間の買付価格により算定した価格(82,060円/t、対前期比+13.1%)に対して、ウクライナ情勢直後の急騰による影響を受けた期間を除く直近6か月間の買付価格を反映した水準まで上昇幅を抑制し、76,750円/t(対前期比+5.8%)とする。
- 国産小麦の振興や輸入小麦から米粉への切替等が十分に行われるよう配慮する。引き続き輸出も含めて、米の消費・新たな需要の拡大に向けた対応を実施する。



食料安定供給特別会計への予備費の支出

【輸入小麦価格高騰対策に必要な経費:31,062百万円】

【輸入小麦の政府売渡価格に関する価格高騰対策】

- 前回令和4年10月期においては、緊急措置として算定期間を1年間に延長することで、売渡価格を実質的に据置き。
- 今回令和5年4月期においては、激変緩和措置として、1年間の買付価格により算定した売渡価格（対前期比+13.1%）に対し、ウクライナ情勢直後の急騰による影響を受けた期間を除く直近6か月間の買付価格を反映した水準まで売渡価格の上昇幅を抑制（対前期比+5.8%）。



【食料安定供給特別会計への影響】

- 令和5年4月期の売渡価格は、直近6か月間の買付価格を反映した水準で改定されるため、通常の算定ルールと同水準の売渡収入が確保される一方、令和4年10月期に売渡価格を据え置いたことに伴い、売渡収入の減収が発生（約311億円）。



【予備費の活用】

- 輸入小麦については、食料安定供給特別会計において買入と売渡を行うとともに、売渡収入の一部は国産小麦の生産振興の財源として活用されていることから、特別会計の安定的な運営を確保するとともに、国産小麦の振興に支障が生じないように、予備費を活用し、ウクライナ情勢等の影響を踏まえた価格高騰対策に伴う減収分を確保。